

令和6年度

栗東市農業施策等に関する意見書

令和5年11月21日

栗東市農業委員会

令和6年度 栗東市農業施策等に関する意見書

はじめに

貴職におかれましては、日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解、ご支援を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など、非常に厳しい現状が続いており、ウクライナ情勢の悪化による肥料や燃料などの物価高騰による生産コストの増大は一向に収まる兆しはなく、生活全般にわたり大変困難な状況にあります。

この状況を受け、国では食料・農業・農村基本法の見直しに向けた議論が行われており、来年の通常国会での改正案提出が予定されているところです。

このような中、当農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」を効率的かつ効果的に実施するため、特に重要となる①「担い手への農地利用の集積・集約化」、②「新規参入の促進」、③「遊休農地の発生防止・解消」、④「地産地消・食育及び販路拡大の推進」、⑤「女性が活躍できる環境づくりについて」、⑥「農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援について」の6項目について、改善すべき施策の内容を当農業委員会の総意として本意見に取りまとめました。

このことから、令和6年度の施策展開並びに予算措置に特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、この意見書を提出いたします。

令和5年11月21日

栗東市長

竹村 健 様

栗東市農業委員会

会長 武村 秀夫

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化

集落や地域における話し合いを通じて、地域農業の担い手や農地利用の将来像等を明確に示した「地域計画」の策定は、地域の持続可能な農業経営に関わるものであり、将来の農業振興に重要な関わりがあります。

(1) 食料自給率の現状と将来の農業振興について

日本の食料自給率は、38%（農水省の発表、2022年度カロリーベースによる試算）であり、滋賀県では49%（2019年農水省調査）です。

市では企業立地の推進がされており、優良農地が無くなり、農業生産率は減少し、有事の際に市民の食糧安全保障が確保されるのか等、危機的状況になっていくと懸念しています。

このことから、市の自給率を算出し検証していただき、将来の農業振興、市民が安心して暮らせるよう方針を示して頂きたい。

(2) 「地域計画」の策定について

「地域計画」の策定について、当農業委員会をはじめ農地中間管理機構、JA、土地改良区など関係機関と十分な協議を経た後に地域の実情に合った「地域計画」の策定をされたい。

また、当農業委員会が作成する「目標地図の素案」については、十分な情報提供や共有を行うなど必要な協力、支援を願いたい。

(3) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う制度変更の周知・啓発について

農用地利用集積計画と配分計画が経過措置期間後に農用地利用集積等促進計画に変更となり、相対の利用権設定は廃止となることから、市は農地中間管理機構と連携のうえ、制度変更について丁寧に周知・啓発をされたい。

(4) 農地基盤整備及び農業機械の導入への支援について

土地改良事業等の農地基盤整備、農作業機械の大型化に対応した農道の拡幅や老朽化している水路等の維持・改修に対する支援の拡大を図られるとともに農業生産力の増進、農業経営の改善に向けた農業機械の導入、特に昨今の農業機械の高騰化における支援、補助金率を上げる等の拡充をされたい。

2. 新規参入の促進

「新規参入」は、新たな担い手の確保等、農業振興にとって重要な項目です。

参入地域の営農に対して支障が生じることなく、地域の担い手との適切な役割分担のもと、継続的・安定的に農業経営が行われることが大切です。

しかしながら、令和4年度の新たな担い手はゼロの状況です。

(1) 支援体制の強化について

新たな担い手の確保・育成・定着対策について「営農技術の習得」「資金の確保」「農地の確保」等、きめ細やかな支援体制を強化されたい。

また、初期投資を軽減するため、離農者の農業用機械・施設・作業場など継承するシステムを構築されたい。

(2) 農業大学、指導農業士との連携について

農業大学と指導農業士と連携し、農業に関心のある若者を呼び込むための優良事例の紹介など幅広い分野への広報活動をされたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

農業従事者の高齢化、後継者や担い手の不足により、特に中山間地域は、小区画や不整形、傾斜地等条件不利な農地が遊休地や荒廃地となっています。

耕作放棄地の発生防止や解消に取り組み、農業の担い手が、引き続き農業経営ができる環境づくりを目指すことが必要です。

(1) 遊休農地の解消及び維持管理について

地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう多面的機能支払交付金制度等の充実を図るとともに現場の実情に即し、交付申請や実績報告にかかる手続き等ができる限り簡略化したものとするよう、国並びに関係機関等へ強く働きかけをされたい。

(2) 中山間等の条件不利地での農地活用について

特に中山間の遊休農地については、地域ぐるみで解消するよう、体験型ふれあい農園や空き家の整備を推進し、市民や県外の方が農や田舎暮らし（移住）に関心を持ち、ふれあう機会を創出するよう働きかけをされたい。

4. 地産地消・食育及び販路拡大の推進

農業者の所得及び生産意欲の向上を図るためには、地元産農産物の消費拡大を進めるとともに6次産業化、ブランド化、食育の推進、販路拡大の推進等に取り組む必要があります。

(1) 地元産農産物のブランド力向上及び魅力発信について

生産者が地元産農産物のブランド力向上に繋がる商品化、高価格化に取り組める支援の継続・強化を図られたい。また、その魅力を発信するため、広報活動の継続・強化および地産地消を含めた地元産農産物の消費拡大・販路拡大への支援の拡充を図られたい。

(2) 食育の推進について

農業体験事業等、様々な体験を通じて、「農業者との心のふれあい」の機会を開催していただいている農業団体や福祉団体等に対して支援を図られたい。

また、学校給食について、給食の地場産物（市内産、県内産）使用割合の目標値である30%（第3次栗東市食育推進計画）以上に使用されるよう、特に市内産について使用割合を上げるよう努力されたい。

5. 女性が活躍できる環境づくりについて

依然として農業従事者の多くは男性である現状ですが、女性の感性、視点、マンパワーが農業において活躍する場面は多くあります。

(1) 農業への女性参画促進について

女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、農作業研修、機械研修等支援体制を整備し、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを講じられたい。

6. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援について

農業委員会が、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たせるようにするためには、最大限機能を発揮する組織が必要であり、機能強化を求められる農業委員会の役割が果たせるよう支援を求めます。

(1) 多様な農業委員の任命について

農業委員会等に関する法律第8条第7項では、農業委員を任命する際には、「年齢、性別に著しい偏りが無い」ように努める規定が盛り込まれています。また、内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、農業委員に占める女性の割合を令和7年度までに30%を目指すと成果目標が定められました。

これからの農業は、地域の女性や青年の感性・視点や英知を活かし、農業・農村を守っていくべきであり、次期の改選で多様な農業委員の任命ができるよう各女性団体等に働きかけ、意識の醸成を図られたい。

(2) 農業委員会事務局の体制整備と活動予算の確保について

農業委員会サポートシステムとタブレット導入により、農業委員会活動は多様化・複雑化し、農業委員会活動をサポートする事務局の果たす役割と業務量は大きくなる一方、現在事務局長は、農林課との兼務職員であり、農業委員会業務である農地法の許認可関係についても公平公正を保つ立場から疑念を感じます。

このことから、農業委員会の独立性を保つため兼務による職員配置ではなく、専任職員の配置と事務が円滑に処理できるよう、農業委員会運営の体制整備・予算の確保を図られたい。